

東京都健康安全研究センター競争的研究資金に係る不正防止計画

東京都健康安全研究センター(以下「センター」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「東京都健康安全研究センター競争的研究資金の管理・監督の基本方針」に基づき、研究者個人に交付される国の資金による研究資金(以下、「競争的研究資金」という。)の管理・監査に関し、以下のとおり不正防止計画(以下「計画」という。)を策定する。

競争的研究資金の管理等については、センターの関係規程、センター競争的研究資金使用等ハンドブック及び競争的研究資金の制度が定める手続等を遵守するとともに、本計画に沿って実施するものとする。

1 本計画の目的及び適用範囲

(1) 目的

本計画は、故意又は過失に限らず不正を発生させる要因を把握、その要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を図ることにより、競争的研究資金の適正な運営・管理を確保するとともに、不正使用等を防止することを目的とする。

(2) 適用範囲

本計画は、センターにおいて競争的研究資金を用いた研究を行う場合に適用し、当該研究を行う研究者及びその経理等に従事する者(以下「事務職員」という。)に対して適用する。

2 不正防止計画

(1) 責任体制の明確化

- ア 最高管理責任者は所長とし、センター全体を統括、競争的研究資金の運営・管理について最終責任を負うものとする。
- イ 統括管理責任者は企画調整部長とし、競争的研究資金の運営・管理についてセンター全体を統括する。
- ウ コンプライアンス推進責任者は各研究部長、健康情報解析担当部長及び精度管理室長とし、競争的研究資金の運営・管理に関してコンプライアンス教育の受講の勧奨による規範意識の醸成、執行状況等のモニタリングによる適正な研究費使用の指導などを行うものとする。
- エ 最高管理責任者は、不正を防止し競争的研究資金の適正な運営・管理を図るため、統括管理責任者が責任を持って競争的研究資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(2) 競争的研究資金に関し不正を発生させる要因の把握

競争的研究資金の管理、経理及び受領に関する事務は企画調整部健康危機管理情報課事業推進担当(以下「事業推進担当」という。)が行い、競争的研究資金に係る収支簿を作成し執行状況を把握のうえ、適正かつ計画的な執行が行われるよう努める。その際、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、状況を体系的に整理・評価して、計画の具体的な実施事項に反映させる。

(3) 関係者の意識向上

- 研究者及び事務職員に対し、「東京都健康安全研究センター競争的研究資金の管理・監督の基本方針」、「東京都健康安全研究センターにおける競争的研究資金の使用に関する行動規範」及び各種ルールについての周知・徹底を図る。
- ア 競争的研究資金の管理・運営に関するルールを定め、関係者に対して周知を図る。
- イ 競争的研究資金に関わる研究者及び事務職員に対し、文部科学省作成のコンプライアンス教育コンテンツによる研修の受講を義務付け、競争的研究資金の適正な管理に関する意識の向上を図るとともに、研修受講後に誓約書の提出を求める。
- ウ 毎年度、全ての職員に対して、東京都コンプライアンス推進委員会が推進するコンプライアンスに係る意識啓発などの取組を実施する。
- エ コンプライアンス推進責任者に研究費の執行状況を報告し、研究計画に沿った計画的な執行を促す。

(4) 相談窓口の設置

センターの競争的研究資金に係る事務処理手続及び使用に関するルール等についてのセンター内外からの相談を受け付ける相談窓口を事業推進担当に設置し、効率的な研究遂行のための適切な支援を行う。

(5) 通報等の窓口の設置

センター内外からの競争的研究資金の不正使用等に関する情報の通報(告発)に対応するため、通報等の窓口を企画調整部管理課庶務担当に設置する。

(6) 具体的実施事項

ア 発注業務と検収業務の分離

(ア) 発注業務

物品等の発注業務は、事業推進担当が行う。物品等の発注に際しては、契約目途額に応じ2者以上から見積書を徴取するものとする。

(イ) 検収業務

競争的研究資金に係る物品等の検収業務については事業推進担当が行う。検収に当たっては、納品書と納入された物品等を照合し、相違ないか確認を行う。

イ 旅費の事実確認

学会参加等の出張について、事業推進担当が学会資料等の出張内容の分かるものにより出張の事実確認を実施する。

(7) 内部監査体制

最高管理責任者は、競争的研究資金の適正な運営・管理を確保するため、内部監査部門として企画調整部管理課長及び同管理課経理担当を充て、定期的に内部監査を実施させる。

(8) 処分

最高管理責任者は、不正使用の疑いを把握した場合、適切に調査を実施し、その調査結果に基づき、関係者に対する必要な処分を行う。

3 不正防止計画の策定、公表及び見直し

不正を発生させる要因の把握とその分析を進めるとともに、文部科学省及び厚生労働省からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考に計画を策定し、センターのホームページに掲載するとともに、必要に応じ計画の見直し、修正を行うものとする。

競争的研究資金に関し不正を発生させる要因及び不正防止計画整理表

不正防止には、所内全職員が不正防止計画を十分に理解し、計画の適切な遂行に取り組むことが重要である。不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、状況を体系的に整理し計画の具体的な実施に反映させるため、不正防止計画整理表として整理するものとする。

項目	不正発生要因	対応する不正防止計画
(1) 責任体制の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 責任体系が明確でなく、組織としてのガバナンスの機能低下 	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス推進責任者を各研究部長、健康情報解析担当部長及び精度管理室長とし、競争的研究資金の運営、管理に関して、コンプライアンス教育による規範意識の醸成、執行状況等のモニタリングによる適正な競争的研究資金使用の指導を行う。 責任体制についてホームページで公開する。
(2) 競争的研究資金等に関し不正を発生させる要因の把握	<ul style="list-style-type: none"> ルールと実体の乖離 研究者や事務職員のルールの誤認識や理解不足による誤った運用把握 	<ul style="list-style-type: none"> センターにおける使用ルールを定めた「競争的研究資金使用等ハンドブック」を作成し、周知を行う。 必要に応じ、メールなどによる変更等の周知を行う。
(3) 関係者の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金について公的資金であるという意識が希薄 自らどのような行為が不正や不適切な運営・管理に当たるかに関する理解不足 競争的研究資金の不正使用が組織的取組の不十分さから生じることの認識不足 	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金の管理・運営に関するルールを定め、関係者に対して周知を図る。 競争的研究資金に関わる研究者及び事務職員に対し、文部科学省作成のコンプライアンス教育コンテンツによる研修の受講を義務付け、競争的研究資金の適正な管理に関する意識の向上を図るとともに、研修受講後に誓約書の提出を求める。 毎年度、全ての職員に対して、東京都コンプライアンス推進委員会が推進するコンプライアンスに係る意識啓発などの取組を実施する。
(4) 相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金毎によるルール違いによる混乱や誤認識 	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理手続き及び使用に関するルール等について所内外からの相談を受け付ける窓口を事業推進担当に設置する。 効率的な研究遂行のための適切な支援を行う。
(5) 通報窓口等の設置	<ul style="list-style-type: none"> 通報窓口が判りにくく、不正が潜在化 不正を発見した者が不利益を受けることを恐れ、告発を躊躇 	<ul style="list-style-type: none"> 通報窓口を設置し、ホームページに公開する。 通報窓口である企画調整部管理課の守秘義務を徹底する。
(6) 具体的実施事項 ア 発注業務と検収業務の分離	<ul style="list-style-type: none"> 同一の研究室における、同一業者の多頻度取引を通じて、取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する恐れ 取引業者が不正に対する認識を持ってない場合にリスクが向上 	<ul style="list-style-type: none"> 発注業務、検収業務を事業推進担当とすることにより、研究者との密接な関係を排除する。 取引業者は、原則として東京都契約事務規則により告示された一般競争入札参加資格を有するものとする。 上記の資格を有しない業者と契約する場合は、業者から誓約書の提出を求める。(5万円未満を除く。)
イ 旅費の事実確認	<ul style="list-style-type: none"> 出張が申請どおり行われたかどうかのチェック体制の不備 	<ul style="list-style-type: none"> 学会参加等出張について、事業推進担当が学会資料等出張内容が分かるものにより出張の事実確認を実施する。
(7) 内部監査体制	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングが適切に実施されない恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金の適切な運営・管理を確保するため、内部監査部門として企画調整部管理課長及び同管理課経理担当を充て、定期的に内部監査を実施する。